

静岡県告示第629号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年9月19日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	伊豆長岡三津線	沼津市内浦三津字上宿839番の5から	前	9.6~15.5	58.0
		沼津市内浦三津字上宿838番の4まで	後	24.6~27.6	58.0

=====

静岡県告示第630号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年9月19日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	藤枝黒俣線	藤枝市瀬戸ノ谷字北ソウレ9511番の1から	前	6.7~36.7	182.0
		藤枝市瀬戸ノ谷字北ソウレ9514番の2まで	後	8.6~49.9	182.0